

入札公告（説明書）

令和7年4月1日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	令和7年度 関東支社管内 道路予備設計業務
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	見積活用方式の有無	「有」
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和7年4月1日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年4月16日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和7年4月16日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1及び4-3-5～4-3-11に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和7・8年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書（参加表明書様式1） (2) 技術資料(参加表明書様式2)（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 業務実施体制（参加表明書様式3）
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和7年5月16日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付する。
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年6月5日 16時00分 ※共通入札公告4-3-8～4-3-11に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※提案書への電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印は不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和7・8年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副3部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 技術提案書（技術提案書様式1） (2) 業務への取組み姿勢（技術提案書様式2） (3) 参考見積書（技術提案書様式3）</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年6月10日から令和7年6月17日までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案書様式1に記載された担当者宛て別途連絡を行う。</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和7年7月10日を予定 ※特定しない場合は、非特定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 本書2-6に示す提出期限と同じ。</p> <p>【提出方法】 本書2-6に示す提出方法と同じ。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>本書2-7に示す実施期間と同じ。</p>

2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年7月17日 16時00分</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和7・8年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p>
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年8月7日 16時00分</p> <p>※共通入札公告4-5に示す見積合わせに関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 見積書</p> <p>(2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「l」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m^2」、「m^3」の場合は「m^3」と記載し、提出すること。)</p>
2-14	見積執行日時	令和7年8月8日 13時30分
2-15	見積執行場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年5月22日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告4-6-9に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「参加表明書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告4-6-9. (5) 及び(6)を参照のこと。</p>

競争参加資格要件等一覧表

調査等名		令和7年度 関東支社管内 道路予備設計業務																																						
調達手続の概要	競争契約の方法	簡易公募型プロポーザル方式(技術者評価型)																																						
	落札者の決定方法	-																																						
	見積活用方式の対象	有																																						
	評価値の算出方法	-																																						
	入札ボンド	対象外																																						
	履行ボンド	対象																																						
	審査時期	事前審査																																						
企業に求める事項	下記に示す業種区分の「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。																																							
	業種区分	道路設計																																						
	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																						
	同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>施工計画</td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画		土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計		土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計		土質及び基礎	土構造
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
道路	道路	基本(予備・概略)設計																																						
道路	道路	実施(詳細)設計																																						
道路	道路	施工計画																																						
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																						
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																						
道路	現道拡幅	施工計画																																						
土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計																																						
土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計																																						
土質及び基礎	土構造	施工計画																																						
審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																								
審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。																																								
業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td>施工計画</td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画		土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計		土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計		土質及び基礎	土構造	施工計画	
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
道路	道路	基本(予備・概略)設計																																						
道路	道路	実施(詳細)設計																																						
道路	道路	施工計画																																						
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																						
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																						
道路	現道拡幅	施工計画																																						
土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計																																						
土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計																																						
土質及び基礎	土構造	施工計画																																						
競争参加要件	予定管理技術者に求める事項	審査基準日において、次に示す1~10のいずれかの技術者資格を有する者であること。																																						
		<table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設一道路</td></tr> <tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td></tr> <tr><td>3</td><td>上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td></tr> <tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>道路</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr> <tr><td>9</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr> <tr><td>10</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr> </tbody> </table>	1	技術士	総合技術監理部門	建設一道路	2	技術士	建設部門	道路	3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1			4	国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計	5	RCCM	道路		6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通	10	土木学会認定土木技術者
1	技術士	総合技術監理部門	建設一道路																																					
2	技術士	建設部門	道路																																					
3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																							
4	国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計																																					
5	RCCM	道路																																						
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通																																					
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通																																					
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通																																					
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通																																					
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通																																					
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																								
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。																																								
手持ち業務量																																								
①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。																																								

業務実施体制		業務実施体制が、以下の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①再委任の内容が「主たる部分」若しくは「秘密情報及び個人情報」の処理に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。				
審査基準		審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。				
		審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。				
予定照査 技術者に 求める事 項	同種業務	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	
		道路	道路	基本(予備・概略)設計		
		道路	道路	実施(詳細)設計		
		道路	道路	施工計画		
		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		
		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		
		道路	現道拡幅	施工計画		
		土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計		
		土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計		
		土質及び基礎	土構造	施工計画		
予定照査 技術者に 求める事 項	技術者資格	審査基準日において、次に示す1~10のいずれかの技術者資格を有する者であること。				
		1 技術士	総合技術監理部門	建設一道路		
		2 技術士	建設部門	道路		
		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1				
		4 国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計		
		5 RCCM	道路			
		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通		
		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通		
		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通		
		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通		
		10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通		
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。						
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。						
競争参加 資格未資 格者	施工管理(調査 等)業務の受注 者	業務名) -		受注者名) -		
		業務名) -		受注者名) -		
その他		-				

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_技術者評価型		技術評価点(満点)		100点													
評価項目		評価基準															
競争参加者の経験及び能力		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。															
競争参加者の経験及び能力	実績等	競争参加者の同種業務実績	評価基準	評価点 配点													
			評価点= 配点 × 係数 (25点) × a	0~25点 25点													
			係数 a の設定は下記のとおり														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.12</u></td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td><u>0.00</u></td> <td></td> </tr> </table>		同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	上記に該当しない	
	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合														
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>														
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>														
上記に該当しない		<u>0.00</u>															
競争参加者の経験及び能力		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。															
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	競争参加者の同種業務の成績	評価基準	評価点 配点													
			評価点= 配点 × 係数 × (同種業務実績の業務評定点-70) (15点) × a × 20 (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)	0~15点 15点													
			係数 a の設定は下記のとおり														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省の発注業務</td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.12</u></td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td><u>0.00</u></td> <td></td> </tr> </table>		同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	同種業務実績が国土交通省の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	上記に該当しない	
	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合														
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>														
同種業務実績が国土交通省の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>														
上記に該当しない		<u>0.00</u>															
◇留意事項																	
1. 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。																	
2. 業務評定点が70点以下、又は業務評定点が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。																	
競争参加者の経験及び能力		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。															
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	競争参加者の同一業種区分における表彰実績	評価基準	評価点 配点													
			評価点= 配点 × 係数 (5点) × a	0~5点 5点													
			係数 a の設定は下記のとおり														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.12</u></td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td><u>0.00</u></td> <td></td> </tr> </table>		表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	上記に該当しない	
	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合														
同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>														
同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>														
上記に該当しない		<u>0.00</u>															
◇留意事項																	
1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。																	
2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。																	
3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。																	

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点	配点																	
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	<table border="1"> <tr> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </table>			①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	20点	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	10点	③上記に該当しない	不適											
①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	20点																						
②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	10点																						
③上記に該当しない	不適																						
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務経験	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点	配点																	
			<table border="1"> <tr> <td>評価点 = 配点 (20点) × 係数 a</td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評価点 = 配点 (20点) × 係数 a		同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25		同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	
評価点 = 配点 (20点) × 係数 a	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																				
係数 a の設定は下記のとおり																							
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																			
	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																			
	上記に該当しない	0.00																					
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点	配点																	
			<table border="1"> <tr> <td>評価点 = 配点 (15点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70) / 20</td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績が国土交通省の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評価点 = 配点 (15点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70) / 20		同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25		同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	
評価点 = 配点 (15点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70) / 20	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																				
係数 a の設定は下記のとおり																							
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																			
	同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																			
	上記に該当しない	0.00																					
技術提案書の提出者を選定する方法			<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 2. 技術者評定点が70点以下、又は同種業務実績の従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、技術者評定点を70点とする。 <p>技術提案書の選定方法は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として選定する数は下記のとおりとする。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が下記の数を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が下記の数に満たない場合にはこの限りではない。 <p>3. 者</p> <ol style="list-style-type: none"> ③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。 																				

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_技術者評価型			技術評価点(満点)		100点																													
評価項目			評価基準																															
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する</td> <td>15点</td> <td rowspan="3">15点</td> </tr> <tr> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する</td> <td>7.5点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。				①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	15点	15点	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	7.5点	③上記に該当しない	不適													
評価基準		評価点	配点																															
技術部門・科目・種類に応じ評価する。																																		
①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	15点	15点																																
②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	7.5点																																	
③上記に該当しない	不適																																	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務経験	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>評価点= 配点 (15点) × 係数 a</td> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	評価点= 配点 (15点) × 係数 a	係数 a の設定は下記のとおり								同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない		0.00	
評価基準		評価点	配点																															
評価点= 配点 (15点) × 係数 a	係数 a の設定は下記のとおり																																	
	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																															
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																															
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																															
上記に該当しない		0.00																																
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td> </tr> <tr> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。				①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	5点	5点	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	2.5点	③上記に該当しない	不適													
評価基準		評価点	配点																															
技術部門・科目・種類に応じ評価する。																																		
①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する	5点	5点																																
②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の4~10に該当する	2.5点																																	
③上記に該当しない	不適																																	
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務経験	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>評価点= 配点 (5点) × 係数 a</td> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	評価点= 配点 (5点) × 係数 a	係数 a の設定は下記のとおり								同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない		0.00	
評価基準		評価点	配点																															
評価点= 配点 (5点) × 係数 a	係数 a の設定は下記のとおり																																	
	同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																															
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																															
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																															
上記に該当しない		0.00																																

	提出された技術提案書を下表の評価基準に基づき評価する。		
		評価基準	配点
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点
評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が10点の場合】 10点(相対的に非常に優れている) 8点(相対的に優れている) 6点(普通) 0点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			
	提出された技術提案書を下表の評価基準に基づき評価する。		
		評価基準	配点
	・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		-
	参考業務規模(税込)	65百万円	
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 イ. 配置予定管理技術者の業務経験について ロ. 業務の取組姿勢及び特定テーマに対する技術提案について ハ. 総額について 二. 参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。		